

県南広域振興局長告示第41号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成26年3月28日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310600176	ワークステーションきたかみ	北上市和賀町長沼6地割146番地1	平成26年3月31日

2 短期入所

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311500490	短期入所事業所とも	奥州市水沢区上姉体二丁目1番地18	平成26年3月31日

3 就労移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310600234	和賀の園	北上市和賀町煤孫9地割9番1	平成26年3月31日

4 就労継続支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310600176	ワークステーションきたかみ	北上市和賀町長沼6地割146番地1	平成26年3月31日
0310600242	しらゆり工房	北上市下江釣子11地割159番地1	〃